

---

## 第4回 昭島市総合基本計画審議会 第1部会

### 議事要旨

---

[日時] 平成22年5月13日(木) 19:00~20:30

[場所] 昭島市役所 3階 庁議室

[出席者]

1 委員

松本芳之部会長、小川仁副部会長、井ヶ田博委員、小野正敏委員、小林和子委員、中村圭子委員、福崎誠委員

(欠席者) 大田眞也委員、國井俊彦委員、平石正美委員

2 事務局

佐藤総合基本計画担当主幹、柳主査

3 コンサルタント会社

田中

[日程]

1 基本計画素案

第2章 ともに支えあう あきしま(健康と福祉の充実)について

(1) 児童福祉

(2) 高齢者福祉

(3) 障害者福祉

(4) 生活の支援・保護

2 その他

[配布資料]

・第4回昭島市総合基本計画審議会第1部会日程

・資料1 第2章 ともに支えあう あきしま(健康と福祉の充実)

・第3回昭島市総合基本計画審議会第1部会議事要旨

## [議事要旨]

### 議事録の確認

前回の議事要旨の配布があり、気付いた点があれば平成 22 年 5 月 28 日までに事務局へ連絡することで内容の確認を行うこととした。

## 1 基本計画素案

### 【説明】

事務局より、資料 1「第 2 章 ともに支えあう あきしま（健康と福祉の充実）」について説明を行った。

### 【質疑応答・意見】

#### (1) 児童福祉

##### (就学前は家庭における育児が多い)

「とりわけ昭島で就学前の子どもを持つ女性の半数以上が家庭で育児をしており」(P9 【現状】)と書かれているが、どういうことを指すのか。【松本部長】

仕事等を持たず育児に専念している専業主婦の記述である。子どもの年齢が高くなると社会に出る人が多くなるが、就学前の児童全体で見ると半数以上が仕事等をせず育児に専念しているという状況であった。【事務局】

##### (ファミリーサポートセンター、子ども家庭支援センターについて)

「ファミリーサポートセンター事業」(P11 基本施策 子育て家庭への支援 Aワーク・ライフ・バランスの実現)と「子ども家庭支援センター」(P11 基本施策 子育て家庭への支援 B地域における子育て支援)とは何か。【松本部長】

「子ども家庭支援センター」は子育て支援などを行う市の組織である。「ファミリーサポートセンター事業」は子育て中の家庭に対し、家事の援助や一時的なお手伝いをする人を派遣し、仕事などと両立ができるようにする事業であり、現在も実施している。【事務局】

##### (子育て広場について)

「子育て広場」(P11 基本施策 子育て家庭への支援 B地域における子育て支援)とは何か。

#### 【松本部長】

保育園に設けており、保護者への情報提供や保育士と一緒に活動しながら総合的に子育て支援をする交流の場である。分かりづらい部分なので用語の解説を付けたい。【事務局】

##### (身近な相談の場について)

「児童・生徒が身近なところで、いろいろな問題について気軽に相談やカウンセリングが受けられる環境」(P12 基本施策 児童の健全育成 B子どもをとりまく環境の整備)とは、学校教育の場を念頭に置けば良いのか。【松本部長】

学校の中で相談しづらいこともある。子ども家庭支援センターや児童センターでも相談を受け付けているので、相談したい時の場所や連絡先の情報を子どもたちが必要な時に手に入れられる環境を整備していきたい。【事務局】

学校の外を基本的に考えているのか。【松本部長】

学校は生活の場でもあり、相談も大切なのでカウンセラー等が巡回している。その活用を図ると共に、そういうところで相談しづらいことがあったとしても相談する場はありますよ、という情報を提供していきたい。【事務局】

昨年度 21 校に設置されていたスクールソーシャルワーカーが、今年度たった 1 人と大きく減ってしまっている現状と、「カウンセリングを受けられる環境整備」は矛盾していないか。【井ヶ田委員】

カウンセリングの巡回という形になっている。人的なサポートが減ってしまったのはご指摘の通りである。学校でのサポートも重要なので、児童福祉という観点からこういった居場所づくりやカウンセリング等をやっていく。児童センターが子どもたちの居場所になることもあるので、活用を図っていきたい。ただ、専任のカウンセラーを常勤で確保するのが難しい状況であり、今後の課題と考えている。【事務局】

3 年の事業ということで中学・小学校合わせて 21 人が今年度最後の年になった時にたった 1 人になってしまった現状には疑問を持たざるを得ない。児童福祉という面から言っても、もう少し力を入れていただきたい。【井ヶ田委員】

(子どもの居場所について)

子どもたちの居場所づくりということで放課後子ども教室が今年全小学校に展開される。「子どもたちが心地よく過ごせる『居場所』づくりを進めます」( P 12 基本施策 児童の健全育成 B 子どもをとりまく環境の整備 ) というのは、この内容をもっとレベルアップすることなのか。【小野委員】

もちろん放課後の子どもたちの居場所づくりも大切だが、そういった場所が活用できない児童もいる。例えばドロップアウトしてしまったような児童たちにも手を差し伸べる居場所づくりができないかという意味も含めてこの記載になっている。【事務局】

ドロップアウトしたということは不登校と言うのが一番わかりやすい表現だと思うが、不登校はどうか。【井ヶ田委員】

不登校だけではなくて、端的に言うと非行の児童もいる。不登校に関しては学校のサポートが最近かなり手厚くなってきている。不登校の子どもたちの居場所づくりも当然必要だが、学校との関わりがなかなか取れない児童には児童センター等を活用して居場所づくりをしていきたいと考えている。ただ、ご指摘の点も非常に重要だと考えている。【事務局】

他市では不登校の子どもたちの指導をする教室にも通わず家庭に閉じ籠もってしまう子どもがたくさんいる。本市でも同様に、色々な状況でスクールカウンセラーがカウンセリングをしているということだが、児童センターが中心になって、家庭に閉じ籠もっている子どもたちのところへも訪問したり様子を聞きに行ったりして、外部との接触ができない子どもたちのパイプ役を果たせると良い。【小林委員】

(児童館の増設について)

児童センターが非常に重要な役割を持っていると基本計画にも書いてあるが、青梅線の北側に 1 か所しかなく、子どもたちが行けるのか、と言う話が拝島地区の学校から良く出る。重要性が増しているならば、児童センターの数を増やしていく方向性についての含みが計画の中であれば良

いと思う。【井ヶ田委員】

児童館が1か所ではなく、東部・中部・西部といった形で、この基本計画の中ですぐと言うわけにはいかないだろうが、どこかでそういう声を出していかないと、そういう子どもたちに目が向けられないのではないかと。【小林委員】

青梅線の北側以外に、南側に東部・中部・西部4館の構想はある。今の段階では財政的な裏付けをはかり、具体的に計画の中に入れ込むことは難しい。ただし、リサイクルセンターの整備と昭和公園の第1期の整備が終わり、平成23年度には学校の耐震化も終了する。次の課題は何かと言った時に図書館や社会教育施設などと合わせて課題の1つであるという認識はある。この計画の中では具体的に児童センターの話は盛り込めなかったが、児童育成に関する個別計画などにあわせ、こういった形で実現できるのか担当課の方でも検討を進めている。【事務局】

長期的な展望ということは今我々が審議している10年先の話よりももっと先の話という意味か。【福崎委員】

これは構想なので、最終的に4館必要ではないかというのが現在の考え方である。ただ、今後児童数や地域的な部分によって変わってくる可能性がある。長期的な計画というよりも、それに向けて検討していく1つの考え方であり、計画というところまで煮詰まてはいない。今後10年間ではおそらく4館の構想は実現が難しいが、市民からの要望もあるので、努力していきたい。

【事務局】

児童館の増設が実現するように努力する、という程度のことは書けないのか。【福崎委員】

そういった記載をして欲しいというのは児童館以外にも様々なところからある。市の考え方としては、基本計画では、具体化できる段階にないものは具体的な記載をしないこととしている。具体的に固まった段階で実施計画に反映していく。施設の整備は具体的に個別の計画を背景として、実施計画の面では予算的な部分を固めていくというイメージを持っている。【事務局】

(地域での支えあいについて)

標題「地域で支えあう」という大きな見出しの中に、地域で支えあっているという具体的な内容や課題等があまり見えてこないのが残念である。【井ヶ田委員】

これからは地域とともに支え合って行かなければ福祉の充実は図れない。ただ、現時点で仕組み等の行政側の働きかけも不十分で、現実的には厳しい部分がある。将来的な考え方として、地域と力を合わせていかなければ、福祉の充実は図れない。これからのことも見据え、こういった記載をしている。【事務局】

(2) 高齢者福祉

(文書表現について)

「高齢者ボランティア活動の推進」(P15 基本施策 社会参加への支援 A生きがいづくりの推進)とあるが、高齢者は経験なり知識なりのリソースを持っているが、離職という形で消えてしまうのが普通である。高齢者が持っているリソースを生かす一環だと思うが、単純にボランティアと表現するのではなく、何か違う表現が欲しい。【松本部長】

今まで社会で活躍してきた知識や経験を生かしていただきたいという趣旨なので、ご指摘の点を踏まえて表記を検討したい。【事務局】

(生涯学習について)

「自主的な学習活動に対する支援をはかります」( P15 基本施策 社会参加への支援 B健康づくりと生涯学習)ということは、現在2地区で進められている生涯学習のモデルの拡充ということか。【福崎委員】

基本的な位置づけとしては、当然そのようなことも含まれるが、「拡充をはかると」言えるほど具体的ではない。【事務局】

(政策指標「介護保険施設の利用者のうち重度者の割合」について)

「介護保険施設の利用者のうち重度者の割合」( P16 政策指標)が現在48.7%で目標値が70%以上とは、要介護3以下の人はなるべく在宅で、というニュアンスで理解すれば良いのか。【松本部長】

施設での支援は重度の方を優先し、軽度の方はできる限り社会で生活していただくという指標になっている。【事務局】

(認知症高齢者サポーターについて)

「認知症高齢者サポーターを中心としたネットワーク」( P15 基本施策 介護保険事業の推進 D在宅生活の継続)はこれから創っていくのか、それとも既にあるものを充実させていくということなのか。【松本部長】

昨年度から重点として取り組んでいる事業である。サポーターだけではなく、サポーターを養成するキャラバンメイトという講師役も養成しながらネットワークづくりをしていこうという形になっている。【事務局】

こういうものは同じ人たちが集まるというのがとても大切なので、既に動き出しているのであればこの形で取り組んで欲しい。【松本部長】

(3) 障害者福祉

(身体障害者手帳保持者の増加について)

身体障害者手帳の所持者が一般的に増えている(P17 【現状】)のは人口増のためなのか高齢化のためなのか、あるいは制度の拡充に伴うものなのか。【松本部長】

増えている原因として人口の増加の影響がないということはないが、障害は残るが命は取り留めることができる等、医療の進化があるのではないかという話もされている。全体的にはそういった複合的な要因があるのではないか。【事務局】

(親亡き後の介護について)

「介護を担う親の多くが高齢期を迎え、親亡き後の介護が課題となっています」( P17 【課題】)とあるが、実際大きな問題だと思う。これについて、何か構想等があるのか。それともただ課題として今後考えていかなければいけない、ということなのか。【小林委員】

これは非常に重い課題である。障害の程度によっては社会の中で暮らしていくのが難しい方もいる。そういった方を支えていくためには施設の整備も必要になってくるが、市町村のレベルでは実現が難しい。広域的な視点の中から充実を図っていく必要があるので、施設の充実について今後とも要望を続けていきたい。まちづくりの中でノーマライゼーションやユニバーサルデザイン

が浸透していけば社会で暮らしていける方が増えていくので、総合的な施策の中で解決を図る方向性を考えている。【事務局】

課題が出ると、その答えが後に出てくる形になるが、この部分は全体を通して計画推進、保健医療の充実等、全体が関わってくると理解すれば良いのか。【松本部長】

相対的な中でバリアフリー社会の実現や地域の自立支援といったものを踏まえながら対応を取っていく。【事務局】

(移動支援について)

「移動支援( P18 基本施策 社会的自立への支援 Aバリアフリー社会の実現 )」とはどのようなものか。【福崎委員】

車いすのまま乗れる車の運行や視覚障害者の方にガイドヘルパーの派遣、障害のある方にタクシー券の補助といった施策を考えている。【事務局】

(道路環境の整備について)

障害者の方が歩いたり移動したりという時に道路の問題がある。バリアフリー社会という中でも道路環境の整備があっても良いのではないか。【福崎委員】

基盤整備の中では重要なポイントになるところだが、書き込みについては担当課と調整をしながら工夫をしたい。【事務局】

(項目の違いについて)

「情報提供機能の充実」と「情報媒体や情報提供の形式が活用できるような体制の整備」( P18 基本施策 社会的自立への支援 Aバリアフリー社会の実現 )はどう違うのか。【松本部長】

「情報提供機能の充実」は、全体でバリアフリー社会の実現が必要という、啓発を進めるため、情報の提供に努めていくという意味で、「情報媒体や情報提供の形式が活用できるような体制の整備」は情報提供は様々な媒体の活用など提供する行政側が非常に重要な部分なので、それを一項目として記載している。【事務局】

(障害の「害」の字について)

「障がい者制度改革推進本部」( P17 【現状】)の障害の「害」がひらがなになっている。社会福祉協議会では、広報その他では「害」という字を使わないとしている。以前市と話をした時にこのことを指摘したが、「害」のままにすると話していた。国の施策の方で「害」という字をひらがなにしているので、ひらがな表記を考えても良いのではないか。【井ヶ田委員】

ひらがなで「がい」、漢字で「害」と「碍」の3表記があり、書く人によっても違っている。専門家の間でも合意がとれてない。【松本部長】

昭島市ではこの問題について検討会を開き、障害者団体へのヒアリングを重ね、「障害者」は現状の「害」という字を使うと意思決定をしている。ただし、社会情勢等の変化等によって、主管課の方でも柔軟に対応を検討することとしている。また、「障がい者制度改革推進本部」では「障害者」の名称も含めて検討するということが明らかにしているので、そこで考え方がまとまってくれば表記や「障害者」という名前自体が変わることも考えられる。【事務局】

(地域活動支援センターについて)

「地域活動支援センターを活用し」(P19 基本施策 社会的自立への支援 B地域活動への参加促進)で、テレビ等で知的障害のある方が健常者と一緒にレストランとかお店で働いているのを見たことがあるが、あいぽっく等でそのような活動は今やっているのか。【小林委員】  
あいぽっくでも障害者のデイサービス事業の一環でやっている。障害者の日中の居場所、なかなか就労に向けた活動ができないことが1つの課題となっているので、こうした記載をした。行政が、ということが難しい中で、地域、団体、ボランティアの活動をお願いしながらこういったことをやっていく。また、民間等でこういった活動をしている団体もあるので、サポートもしていきたい。【事務局】

(4)生活の支援・保護

(文書表現について)

「漏給」「濫給」(P21 【課題】)という言葉をもっとわかりやすい言葉にしたらどうか。【松本部会長】  
国の厚生白書等で使われている言葉である。この言葉については、検討したところではあるが、良い表現がないかももう一度検討したい。【事務局】

(濫給防止について)

昭島市ではあまり問題ないかと思うが、「濫給防止」(P21 【課題】)は関係機関、特に警察との連携をとらない限りは難しい。これを防ぐには市役所の窓口だけではとても対応できる話ではない。濫給防止に関しての関係機関との連携というのが見受けられなかったが、どうなのか。【松本部会長】  
濫給は非常に地域性がある。今後どうなるかは分からないが、昭島市の現状として、警察にお願いするような状況にはない。【事務局】

## 2 その他

今回は、6月17日開催予定。